

2010年10月 日

農林水産省 国会連絡室 御中

諫早湾の潮受け堤防の開門費用及び干拓農地の営農実態  
に関する質問と資料提出のお願い

〒100-8981

東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第1議員会館308号室

電 話 03-3508-7335

F A X 03-3508-3335

民主党 衆議院議員 大 串 博 志

諫早湾の潮受け堤防の開門をめぐる開門費用の問題及び本件干拓農地に関する営農実態の問題について、10月28日に貴省からのヒアリングを実施したいと考えております。

つきましては、上記日程までに、別紙1及び2のとおり、質問に対する回答と資料提出をお願いいたします。

## 別紙 1

### 諫早湾の潮受け堤防の開門費用について

貴省は、諫早湾の潮受け堤防の開門に要する費用として、約 6 3 0 億円がかかると試算しています。

そして、その内訳は、平成 1 5 年 1 2 月 1 9 日付貴省農村振興局作成の「中・長期開門調査の及ぼす影響と対策について」の 2 7 頁目の〈参考〉の表に掲げる各対策費であると思われませんが、その対策費の算定根拠及びその必要性については必ずしも明らかとはなっていません。

他方、開門を求める漁民側は、短期開門調査レベルの開門から始めて徐々に常時開門に移行するという段階的開門を取った場合には、上記のような多額の対策費は必要ないと主張しています。

そこで、潮受け堤防の開門の時期及びこれに必要な費用をめぐる政策判断の参考とするため、上記対策費 6 3 0 億円について、各対策費ごとにその詳細な算定根拠を明らかにするとともに、下記の質問についての回答及び資料の提出をお願いいたします。

#### 記

1 貴省が主張している 6 3 0 億円の開門費用の内訳については、①洗掘対策費約 4 2 3 億円、②後背地の排水対策費約 2 0 0 億円、③塩水浸入対策などのための既存樋門や既存堤防の補修費約 2 億円、④潮風害対策費約 5 億円であり、調整池に代わる農業用水用の水源は確保困難でこれに含まれていないということによいか。

#### 2 洗掘対策について

(1) 大前提として、前記洗掘対策の 4 2 3 億円は、常時全開の場合を想定しており、まず短期開門調査レベルの開門を行う場合には、全く必要ないということによいか。

(2) 上記 4 2 3 億円の内訳は、①底泥浚渫と捨石工で 4 0 5 億円、②護床工の補強で 1 7 億円、③生物保護で 1 億円とされているが、上記のうち 4 0 5 億円の内訳は底泥浚渫だけで、4 0 0 億円で捨石工は 5 億

円ということによいか。

- (3) 現在でも、大雨時にはいきなり全開門での排水を行っているにもかかわらず、海水導入を伴う開門の場合にだけ、対策が必要だという根拠は何か。
- (4) 実際、短期開門調査レベルでの開門でも限界流速の  $1.6 \text{ m/S}$  を超える流速が発生していることは明らかであり、また、現在でも大雨の排水時では、これを越える流速が発生していると思われるが、何ら対策をしていないにもかかわらず、常時全開門の場合にだけ対策が必要という根拠は何か。
- (5) 仮に、常時開門に移行する場合でも、底泥の巻き上げに対する対策としては、捨石工の 5 億円程度で十分ではないか。

### 3 排水対策について

- (1) 前記排水対策の 200 億円の試算は、常時開門の場合には、平常時のみならず洪水時でも対応するために、 $155 \text{ m}^3/\text{s}$  の排水量の排水ポンプの増設が、短期開門調査レベルの開門の場合には、平常時のみにおいて、 $11.4 \text{ m}^3/\text{s}$  の排水量の排水ポンプの増設が必要という試算が根拠ということによいか。
- (2) 大前提として、上記試算（平成 15 年度後背地排水その他検討業務）は、いつの時点での後背地の排水状態を根拠にしたものか。上記試算後の、後背地における排水機場の新設・排水路の整備等、例えば、①小野島地区における排水機場の新設、②葭原排水機場の新設、③現在計画中の旧森山町  $19 \text{ m}^3/\text{S}$  の排水量の排水機場の増設などによる排水機能の向上により、必要な排水量は異なってきているのではないか。
- (3) まず、洪水時対策としては、貴省の試算によると、調整池をマイナス 1 メートルに管理したとしても、現在の背後地ポンプ総容量では、諫早大水害と同等の降雨があれば、最高で 3.71 メートルの浸水が発生するとされているのであるから、開門の是非にかかわらず、上記対策は必要なものであるから、開門の費用に含めること自体が違うのではないか。
- (4) また、平常時においては、そもそも湛水被害はないから、ポンプの増設がなくても、開門は可能ということによいか。

- (5) 仮に、湛水被害がなくても、平常時の排水機能の低下への対策(11.4 m<sup>3</sup>/Sの排水量のポンプ増設)が必要だとしても、その費用は17.8億円程度ではないか。

#### 4 潮風害対策等について

- (1) 後背地における塩分飛散による潮風害対策として5億円とされている(なお、本件干拓地に対する同様の対策として約3億円とされている)が、短期開門調査時において、既に後背地に潮風害が発生していないことは実証されているから、いずれも不要ではないか。
- (2) 上記後背地における潮風害対策費5億円は、既設海岸堤防沿い約2.2kmに防風ネット(H=2m)を設置するというものであるが、仮に、潮風害の発生が懸念されるとしても、被害額はそれほど大きなものではないと考えられるため、保険や補償を行う方がより安価で済むのではないか。
- (3) なお、開門による問題として、本件干拓地に対する塩害(調整池が塩水になった場合の塩分の浸透)のおそれがいわれるが、その具体的な根拠(他の干拓地における事例や本件干拓地を対象とした調査データ等)を明らかにされたい。

#### 5 代替水源対策について

- (1) 代替水源の確保が困難である根拠として調整池からの計画用水量が330万m<sup>3</sup>であることがあげられているが、営農が開始された平成20年4月以降の実績として、平成20年度が23万370m<sup>3</sup>(計画用水量の約7%)、平成21年度が41万820m<sup>3</sup>(計画用水量の約13%)であり、根拠とならないのではないか。平成20年4月以降直近までの月ごとの調整池からの農業用水揚水量のデータを明らかにされた上で、回答願いたい。
- (2) 仮に、上記330万m<sup>3</sup>の計画用水量が10年に一度の渇水を前提としたものであっても、渇水時などには井戸水の利用や排水の再利用など緊急時における別途の対応を検討すれば、開門に支障がないのではないか。

なお、現状でも、10年に一度の渇水が生じた場合には、本件干拓

地の農業用水は、P1 地点付近（本明川に近い）からの揚水だけで対応できるのか。それとも P1 より潮受堤防寄りの水を揚水することになるのか。後者の場合は、農業に支障がない塩分濃度といえるのか回答願いたい。

- (3) 短期開門調査レベルの開門を早急に行う場合、暫定的なため池の設置が合理的であるが、本件干拓農地（638ha）では、中海干拓の揖屋・安来干拓地における暫定ため池との比較では、農地面積の比較での計算で多く見積もっても約13億円程度（上記取水実績からすれば、実際は数億円で十分である可能性あり）で対策を講じることで十分ではないか。

〔中海干拓地の暫定ため池の概要〕

干拓地	農地用途	農地面積 (ha)	ため池面積 (ha)	ため池容量 (万m <sup>3</sup> )	水源	事業年度	工事費 (円)
弓浜	畑作	100	5.2	9.7	井戸水	H3	3.05 億
彦名	畑作	110	3.9	4.4	井戸水	S63	6.65 億
揖屋	畑作	203	7.49	—	雨水	S63	3.34 億
安来	畑作	128	6.55	—	雨水	S63	3.41 億

- (4) ため池の用地面積も、揖屋・安来干拓地との比較では、約27haほどと試算されるが、諫早市には569ha（平成19年12月時点）もの耕作放棄地が存在することから、その確保費用はそれほどかからないのではないか。
- (5) また、仮に、常時開門に移行する場合、諫早中央浄化センターの処理水の利用など恒久的な水源施設の確保対策を行うとしても、中海干拓地では、営農が開始された平成元年から20年近くもの間、暫定的なため池による農業用水の確保という方法で全く支障がなかったことから、本件でも同様の対応で十分ではないか。

※なお、中海干拓地（鳥取県側）では、水源を米川用水路（1級河川である日野川）に求めており、そのための導水路や調整池等の工事費は、弓浜干拓地では51億7900万円、彦名干拓地では47億1900

万円。

6 漁民が提案している段階的開門に要する費用について

- (1) 漁民側の提案している、まずは短期開門調査レベルの開門から始めて徐々に常時開門に移行するという段階的開門を取った場合、既存樋門や既存堤防の補修費が約2億円とため池の設置費用1.3億円程度の合計1.5億円程度で、短期開門調査レベルでの開門を始めることが可能ではないか。
- (2) そして、常時開門に移行する場合においても、洗掘対策のうち捨石工の5億円と常時用の排水ポンプの増設費用約1.7.8億円の対策で移行が可能であり、恒久的な水源確保の対策は別途時間をかけて予算措置を講じることで足りるのではないか。

## 別紙 2

### 干拓農地の営農実態について

諫早湾干拓農地に関しては、平成20年4月に正式に営農が開始され早2年が経過しましたが、諫早湾干拓農地では、平成20年度には4経営体1332万9891円、平成21年度に至っては15経営体3000万274円のリース料滞納が生じています。

15経営体といえば諫早干拓農地の営農者(全41経営体)の3分の1を超えており、3000万274円という金額は、長崎県農業振興公社が日本政策金融公庫に対する償還原資に充てることを予定するリース料収入6200万円の半分に相当し、同公社が不測の事態に対処するために留保していた平成20年度の積立金1000万円を遥かに超えています。

本件干拓農地のリース料は、本来10a当たり2万円であるところ、平成20年4月の営農開始から5年間は、10a当たり1万5000円に据え置かれ、また、各種農業制度資金の多くも償還が据え置かれているはずであるにもかかわらず上記事態が生じており、余りの事態の深刻さに平成20年度の長崎県農業振興公社会計監査においても、「農地貸付料が土地購入資金借入金の償還財源となっていることから、未収金回収マニュアルの整備や保証人設定などの検討を行い、未収金の早期解消や今後の発生防止を図ること」との指摘がなされています。

そもそも諫早干拓農地の当初の営農計画によれば、干拓農地全体で16億9000万円、1経営体あたりで700万円ないし800万円の農業所得が想定されていたはずですが、現実には固定経費であるリース料すらも支払えない状況が窺えます。

このような状況を正確に分析し原因を解明することは、これからの我が国の営農政策を検討するうえでも重要な意義を有します。

そこで、下記の質問について、調査を実施した上で、ご回答いただくとともに、資料の提出をお願いいたします。

#### 記

- ① 諫早干拓農地における過去2年の農業生産額(主要な農作物につい

- ては各別の農業生産額も別途ご回答ください。)及び農業所得額
- ② ①における農業生産額及び農業所得額が当初の営農計画に満たない場合にはその原因
  - ③ 諫早干拓農地における経営体ごとの農業生産額及び農業所得額(各経営体の固有名詞はご回答いただく必要はありません。)
  - ④ ③における農業生産額及び農業所得額が当初の営農計画に満たない場合にはその原因
  - ⑤ 諫早干拓農地における営農者の各種農業制度資金の利用状況(制度毎の利用者数、利用金額)
  - ⑥ 諫早干拓農地における営農者の各種農業制度資金の償還状況(年度毎の約定償還期限、同日現在の償還金額)
  - ⑦ 諫早干拓農地における営農者の各種農業制度資金以外の借入状況(借入先、借入金額、借入の目的)
  - ⑧ 諫早干拓農地における営農者の平成25年度以降のリース契約更新に関する最新の意向
  - ⑨ 長崎県農業振興公社の日本政策金融公庫に対する過去2年の償還状況(償還日、償還金額、約定の償還期限)
  - ⑩ リース料滞納によって日本政策金融公庫に対する償還原資が不足した場合に想定している資金調達計画

以上